資料４－１

公共施設の基本的な方向性について

（１）鳥取市の取り組み経過

平成１６年１１月　１市６町２村で市町村合併
平成１９年　９月　「公共施設の整理・統廃合に関する取扱い方針」を策定
　　≪以降、集会所の地元譲渡等を実施≫
平成２６年　２月　**「公共施設白書」**※１を完成、公表
　　７月　公共建築物とインフラを対象とする**「公共施設等総合管理計画」**※２の作成に着手
　　８月　公共施設のあり方見直しに関する研究会（有識者検討会）の設置
　　９月　市民アンケートを実施（市民 3,000 人）
　　１２月　「公共施設の経営基本方針（案）」に対するﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを実施
平成２７年　２月　**「公共施設の経営基本方針」**※３を完成、公表
　　３月　**「公共施設再配置基本計画（仮称）」**※４作成に着手
　　８月　公共施設経営推進委員会（各団体から選出）の設置
　　１０月　**「公共施設等総合管理計画（案）」**に対するﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを実施

～現在、平成 27 年度中に**「公共施設再配置基本計画（仮称）」**を完成させるため、各施設ヒアリングや個別実態調査等を進めています。

（２）計画の体系

※１　施設白書…公共建築物の現状と課題、将来に発生する更新経費の試算を公表
（今後 40 年間の平均、年約 18 億円の施設更新費が不足する試算結果）

≪計画名と体系≫	≪内　　容≫
総合計画	・市政運営（政策）の目標（最上位計画）
※２　公共施設等総合管理計画	・インフラと公共建築物の現状把握（公共施設全体の管理の基本指針）
※３　**公共施設の経営基本方針**	・公共建築物のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ全般に関する方針（施設分類別の基本的な方向性）
※４　**公共施設再配置基本計画（仮称）**	・公共建築物の今後のあり方・考え方（個別施設の更新検討時期・基本的な方向性）
各施設の事業計画　各施設の事業計画	・経営基本方針・再配置計画を基本とした（事業化に向けた具体的な実施計画）

鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）について

○策定の趣旨

本市では、公共施設の更新問題に対応するため、『新しい公共施設経営』に取り組んでいます。

平成２６年度には、この「新しい公共施設経営」の基本的な考え方（取り組み指針）となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を策定し、“公共サービスの維持・向上”、“安全・安心な市民生活”並びに“次世代の負担軽減”の３点を公共施設経営の目的として掲げました。

これらの目的を達成するためには、公共施設経営をソフト面・ハード面の両方から考え、総合的かつ戦略的に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、“次世代の負担軽減”を前提とし、“公共サービスの維持・向上”に重点をおいた『鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）』（以下「再配置計画」という。）を策定し、各施設における“公共サービス提供のあり方”や“今後の施設の方向性※”等についてまとめることとしました。

公共施設の経営基本方針

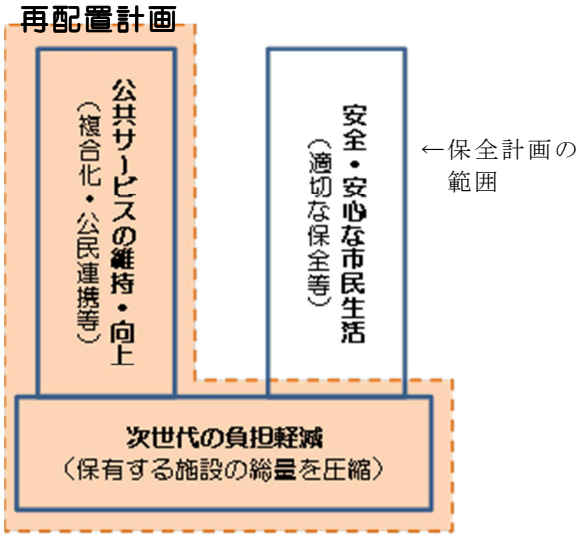

※再配置計画に掲載する“今後の施設の方向性”の取り扱いについて

現時点において、「当面維持」や「現状どおり活用」していくべき施設であっても、いずれは耐用年数（更新時期）を迎えます。

再配置計画に掲載する施設の方向性は確定事項ではなく、更新（建替えや大規模改修等）や施設見直し（施設が不必要となる等）が必要となった場合、すなわち「将来的にどうするのか」という方向性について、現時点での基本的な考え方を示しています。

併せて、更新時期を示すことで施設の方向性を検討するタイミング（第１期～第４期）を予め知っていただくために作成します。

実際に更新や施設見直しが必要となった場合には、この方向性をふまえて具体的な更新内容や手法等について関係者等と一緒に検討・調整し、事業化に向けた実施計画等を作成するなど、段階をふんで進めていきます。

なお、この方向性についても社会情勢の変化等をふまえ、“新しい公共施設経営”の目的達成に向けた最も適した事業が実現できるよう見直していくことが求められます。

（更新時期が到来していなくても、複合化の対象となった場合などは施設見直しのタイミングとなります。）

個別施設の方向性検討（施設見直し）のフロー図（イメージ）

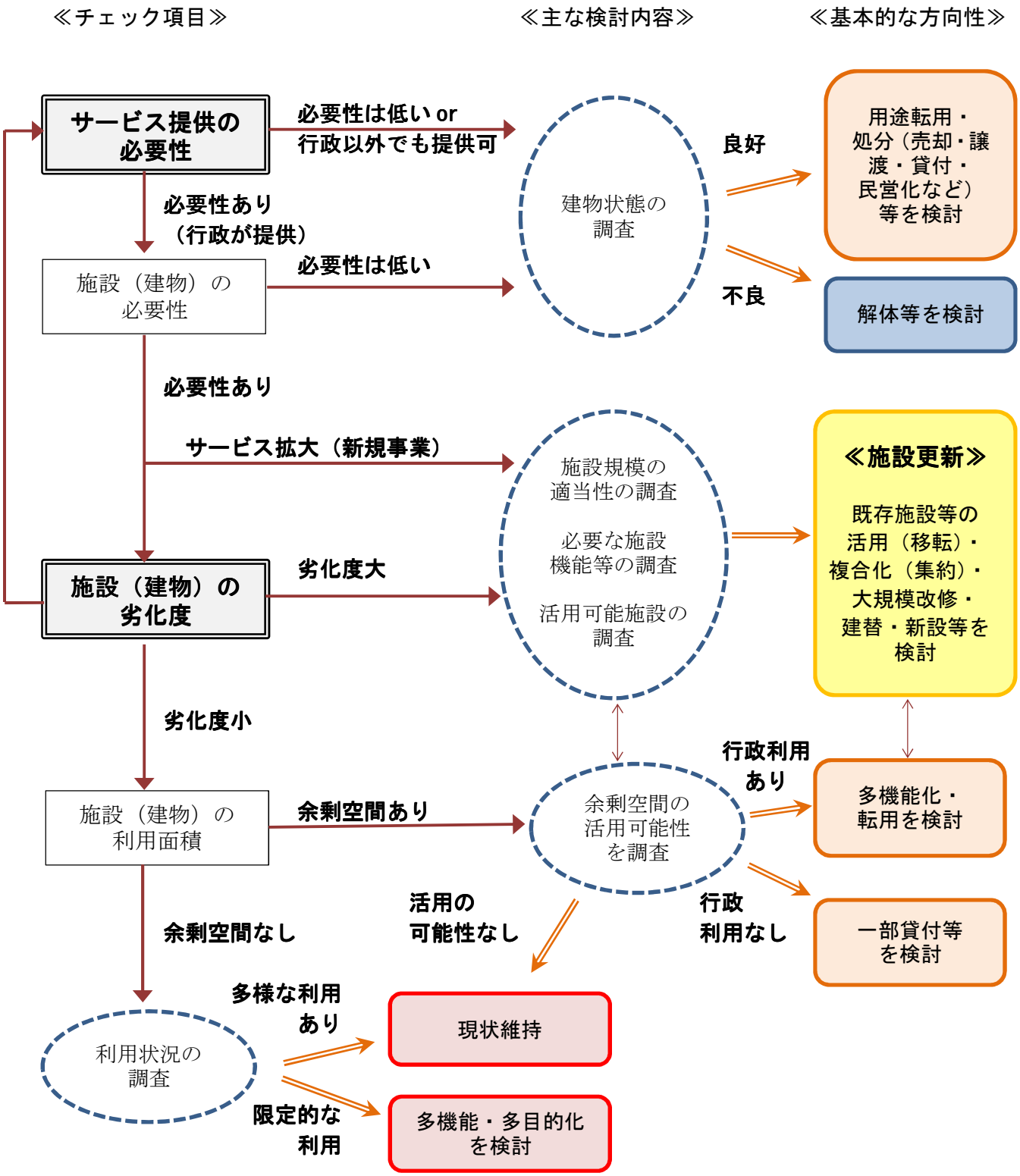

※基本的なあり方（方向性）を基に、関係者等と協議・調整を図っていきます。

圏域別の施設配置の考え方

経営基本方針の利用圏域分類における各施設（分類）の配置イメージは次のとおりです。この配置イメージを基に施設の配置等を検討します。

区分	利用圏域	施設分類	方向性
広域施設	全国	文化・観光機能を有する施設 大規模なイベント・大会等の会場となる大規模施設	・県・近隣自治体等との連携（共有化） ・効率性や費用対効果をふまえて配置
市域施設	市全域	市全体の利用を前提として各種業務・公共サービス提供の拠点となる施設	・市域全体で共同利用（集約化） ・複合化・多機能化 ・市全域のバランスを見て配置 ・交通アクセスの配慮
地域施設	中学校区	概ね中学校区での利用を基本として、地域住民が利用する施設 市域施設の補完的な施設	・中学校区をまたがる配置（統合） ・複合化・多機能化
生活圏施設	地区 公民館区	概ね公民館区内や周辺住民が利用する施設 住民生活の一部となる施設	・学校など拠点となる施設への複合化・多機能化（集約化） ・公民館区をまたがる配置（統合）
ｺﾐｭﾆﾃｨ圏域施設	町内・ 集落単位	特定の地域や団体（住民）に利用が限定されている施設	・地域や利用団体等への譲渡し、自由度の高い活用 ・民間施設・既存施設の利活用
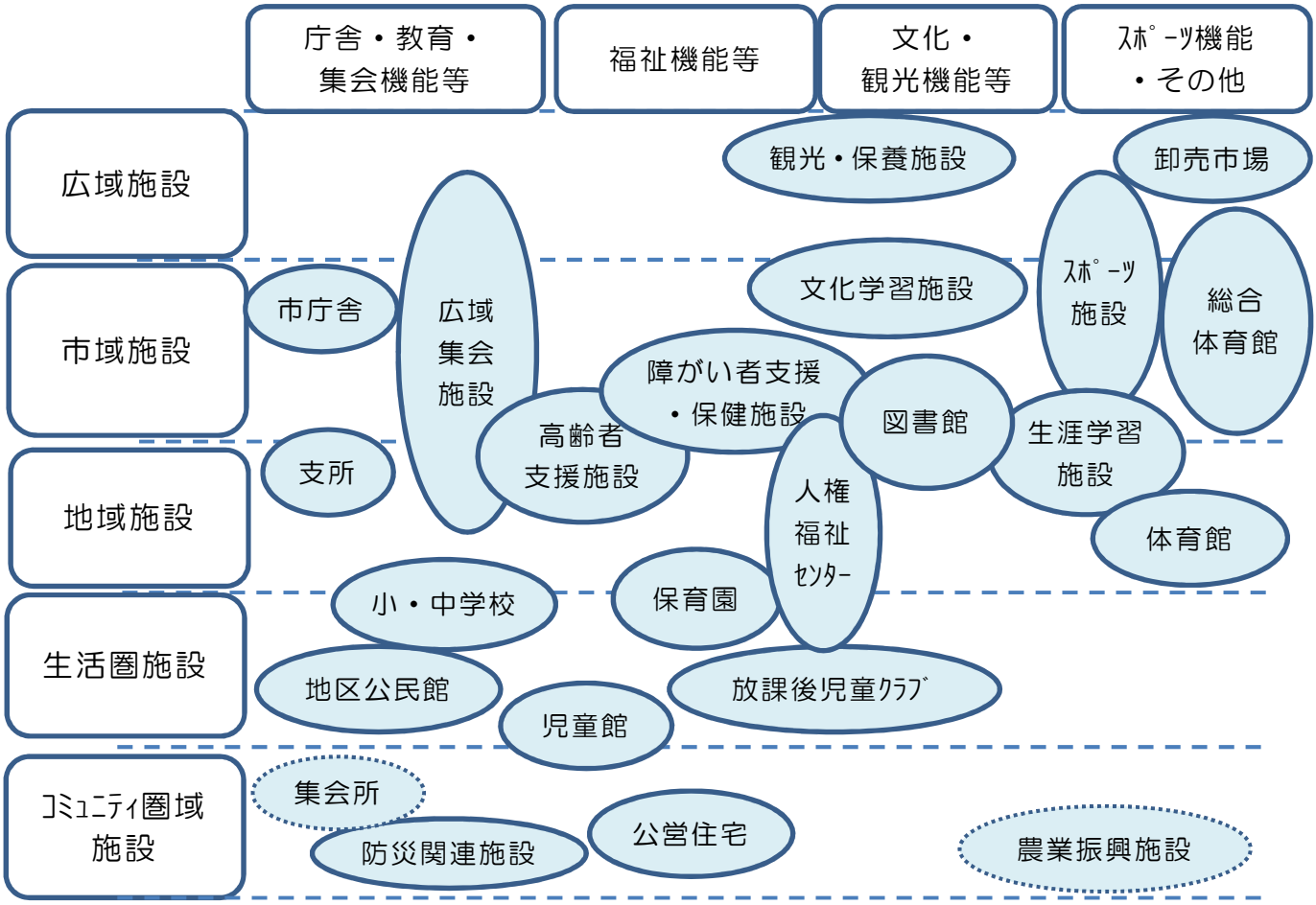
≪利用圏域別の施設配置イメージ≫